

広島県告示第四百六十七号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。